

鳥取県議会告示第5号

鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

鳥取県議会議長 伊藤美都夫

改正後	改正前														
<p>(開示の実施等)</p> <p>第6条 公文書の開示は、議長が第5条第3項第1号又は第2号に定める通知書に記載する開示の日時及び場所において行う。ただし、写しの交付により公文書を開示する場合であって、開示請求者が写しの送付又は送信を希望するときは、当該通知書に記載する日に写しを発送し、又は送信するものとする。</p> <p>2 条例第14条第2項の規定による文書、図画、写真又はスライドの写しの交付は、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法（鳥取県議会が保有する機器又は処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により実施することができる方法に限る。）により行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">写しの交付の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">文書、図画又は写真は写真</td> <td> 1 複写機により用紙に複写したものの交付 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスク、光ディスク（CD-R又はDVD-R）又は光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付 3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">スライド</td> <td>印画紙に印画したもの又はスライドを複写したものの交付</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 条例第14条第2項の議長が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法（鳥取県議会が保有する機器又は処理装置及びプログラムにより実施することができる方法に限る。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電磁的記録の種別</th> <th style="text-align: center;">開示の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 フレキシブルディスク、光ディスク（CD-R又はDVD-R）</td> <td> 1 用紙に出力したものの閲覧又は交付 2 フレキシブルディスク </td> </tr> </tbody> </table>	種別	写しの交付の方法	文書、図画又は写真は写真	1 複写機により用紙に複写したものの交付 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスク、光ディスク（CD-R又はDVD-R）又は光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付 3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信	スライド	印画紙に印画したもの又はスライドを複写したものの交付	電磁的記録の種別	開示の方法	1 フレキシブルディスク、光ディスク（CD-R又はDVD-R）	1 用紙に出力したものの閲覧又は交付 2 フレキシブルディスク	<p>(開示の実施等)</p> <p>第6条 公文書の開示は、議長が前条第3項第1号又は第2号に定める通知書に記載する開示の日時及び場所において行う。ただし、写しの交付により公文書を開示する場合であって、開示請求者が写しの郵送を希望するときは、当該通知書に記載する日に写しを発送するものとする。</p> <p>2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。</p> <p>3 条例第14条第2項の議長が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電磁的記録の種別</th> <th style="text-align: center;">開示の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 フレキシブルディスク、光ディスク（CD-R）若しくは光磁気</td> <td>用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又はフレキシブルディスク、光デ</td> </tr> </tbody> </table>	電磁的記録の種別	開示の方法	1 フレキシブルディスク、光ディスク（CD-R）若しくは光磁気	用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又はフレキシブルディスク、光デ
種別	写しの交付の方法														
文書、図画又は写真は写真	1 複写機により用紙に複写したものの交付 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスク、光ディスク（CD-R又はDVD-R）又は光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付 3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信														
スライド	印画紙に印画したもの又はスライドを複写したものの交付														
電磁的記録の種別	開示の方法														
1 フレキシブルディスク、光ディスク（CD-R又はDVD-R）	1 用紙に出力したものの閲覧又は交付 2 フレキシブルディスク														
電磁的記録の種別	開示の方法														
1 フレキシブルディスク、光ディスク（CD-R）若しくは光磁気	用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又はフレキシブルディスク、光デ														

又は光磁気ディスク（MO）に記録され、又は記録され得るもの	ク、光ディスク（CD-R又はDVD-R）又は光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付 3 電子メールによる送信
略	

4 用紙に複写し、又は出力したもの、印画紙に印画したもの、スライドを複写したものと及びフレキシブルディスク、光ディスク（CD-R又はDVD-R）又は光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付部数は、開示請求1件につき1組とする。

5 略

別表（第7条関係）

区 分		金額
公文書の写し の写し その他 の物品 の作成 に要す る費用	文書、図画若しくは 写真を複写したもの 又は電磁的記録を出力した用紙	略 多色刷り の場合 <u>20円</u>
	スライドを印画したもの	1枚につき <u>100円</u>
略		略
電磁的記録を複写したフレキシブルディスク		1枚につき <u>20円</u>
電磁的記録を複写した光ディスク（CD-R）		1枚につき <u>30円</u>
電磁的記録を複写した光ディスク（DVD-R）		1枚につき <u>50円</u>
電磁的記録を複写した光磁気ディスク（MO）		1枚につき <u>200円</u>
電磁的記録を複写した録音テープ		1巻につき <u>50円</u>
電磁的記録を複写したビデオテープ		1巻につき <u>80円</u>
公文書の写しその他の物品の送付に要する費用		送付に要する <u>実費</u> の額

備考 略

様式第1号（第3条関係）

公文書開示請求書

ディスク（MO）に記録され、又は記録され得るもの	ディスク（CD-R）若しくは光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付
略	

4 略

4 略

別表（第7条関係）

区 分		金額
公文書の写し の写し その他 の物品 の作成 に要す る費用	文書、図画若しくは 写真を複写したもの 又は電磁的記録を出力した用紙	略 多色刷り の場合 <u>30円</u>
	写真フィルムを印画したもの	1枚につき <u>30円</u>
スライドを印画したもの		1枚につき <u>110円</u>
略		略
電磁的記録を複写したフレキシブルディスク		1枚につき <u>30円</u>
電磁的記録を複写した光ディスク（CD-R）		1枚につき <u>50円</u>
電磁的記録を複写した光磁気ディスク（MO）		1枚につき <u>380円</u>
電磁的記録を複写した録音テープ		1巻につき <u>110円</u>
電磁的記録を複写したビデオテープ		1巻につき <u>120円</u>
公文書の写しその他の物品の郵送に要する費用		郵送に要する <u>郵便料金</u> の額

備考 略

様式第1号（第3条関係）

公文書開示請求書

鳥取県議会議長 様
鳥取県議会情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地)

請求者 氏 名

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

連絡先 自 宅

(電話番号) 勤務先

略	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧
	<input type="checkbox"/> 写しの交付 (送付の希望の有無 有・無)
	<input type="checkbox"/> 視聴
写しの交付の方法	<input type="checkbox"/> 用紙に複写したものの交付
	<input type="checkbox"/> 物品 () に複写等をしたものの交付
	<input type="checkbox"/> 電子メールによる送信 (電子メールアドレス)
略	

注 「写しの交付の方法」欄は、写しの交付を希望する場合に記入してください。なお、同欄中の物品の括弧内には、CD-R、DVD-R等交付を希望する物品を記入してください。

様式第4号(第5条関係)

公文書開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県議会情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することに決定しましたので、同条第5項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県議会議長 

略

鳥取県議会議長 様
鳥取県議会情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地)

請求者 氏 名

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

連絡先 自 宅

(電話番号) 勤務先

略	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧
	<input type="checkbox"/> 写しの交付 (郵送の希望の有無 有・無)
	<input type="checkbox"/> 視聴
略	

注 電磁的記録の写しの交付を請求する場合は、備考欄に交付を受けようとする用紙、FD等の別を記入して下さい。

様式第4号(第5条関係)

公文書開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県議会情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することに決定しましたので、同条第5項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県議会議長 

略

開示の日時（写しを 送付し、又は電子メ ールにより送信する 場合は、 <u>発送し、又 は送信する</u> 日）	略
開示の場所（写しを 送付し、又は電子メ ールにより送信する 場合は、その旨）	
開示の方法	閲覧 写しの交付（交付方法： ） 視聴
略	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、開示の日ま
でに県議会事務局議事・法務政策課（電話番号
）に連絡してください。

2及び3 略

様式第5号(第5条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求
については、鳥取県議会情報公開条例第12条第1項の
規定により、次のとおりその一部を開示することに決
定しましたので、同条第5項の規定により通知しま
す。

年 月 日

鳥取県議会議長 印

略	
開示の日時（写しを 送付し、又は電子メ ールにより送信する 場合は、 <u>発送し、又 は送信する</u> 日）	略
開示の場所（写しを 送付し、又は電子メ ールにより送信する 場合は、その旨）	
開示の方法	閲覧 写しの交付（交付方法： ） 視聴
略	

開示の日時（写しを <u>郵送する場合は、写 しを発送する</u> 日）	略
開示の場所（写しを <u>郵送する場合は、そ の旨</u> ）	
開示の方法	閲覧・写しの交付・視聴
略	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、開示の日ま
でに県議会事務局総務課（電話番号
）に
連絡してください。

2及び3 略

様式第5号(第5条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求
については、鳥取県議会情報公開条例第12条第1項の
規定により、次のとおりその一部を開示することに決
定しましたので、同条第5項の規定により通知しま
す。

年 月 日

鳥取県議会議長 印

略	
開示の日時（写しを <u>郵送する場合は、写 しを発送する</u> 日）	略
開示の場所（写しを <u>郵送する場合は、そ の旨</u> ）	
開示の方法	閲覧・写しの交付・視聴
略	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、開示の日ま
でに県議会事務局議事・法務政策課（電話番号

）に連絡してください。

2～4 略
(教示)

1及び2 略

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、開示の日ま
でに県議会事務局総務課（電話番号

）に
連絡してください。

2～4 略
(教示)

1及び2 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にされた公文書の開示請求に係る公文書の写しその他の物品の作成に要する費用については、改正後の鳥取県議会情報公開条例施行規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。